

# 電気通信大学 e ラーニングセンター規程

平成17年 1月11日

改正

平成19年 4月 1日

平成20年 4月 1日

平成21年 4月 1日

平成22年 4月20日

平成24年 5月22日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学組織規則第23条第2項の規定に基づき、電気通信大学 e ラーニングセンター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、電気通信大学全学教育・学生支援機構大学教育センターの策定する方針に基づき、実践的な遠隔教育を推進するとともに、教育研究の高度化及び国際化に寄与することを目的とする。

(業務)

第3条 センターにおいては、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 大学における e ラーニング実践モデルの構築に関すること。
- (2) コンテンツの開発、基盤システムの開発並びに教育の実践及び評価に関すること。
- (3) e ラーニングによる実践的教授学に関する実証的、実践的研究に関すること。
- (4) 教育研究の高度化、国際化及び企業等との連携に関すること。
- (5) その他 e ラーニングに関すること。

(職員)

第4条 センターに、次の職員を置く。

- (1) センター長
  - (2) その他の職員
  - (3) 第5条の2に定める副センター長
- 2 前項各号に掲げる者のほか、本学の専任教員のうち、センターの業務及び研究活動を行う者として兼務教員を置くことができる。
- 3 兼務教員は、センター長の推薦に基づき、学長が命ずる。

(センター長)

第5条 センター長は、本学の理事又は職員のうちから学長が指名する。

- 2 センター長は、センターの業務を掌理する。
- 3 センター長の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副センター長)

第5条の2 学長が必要と認めるときは、センターに副センター長を置き、本学の理事又は職員から指名することができる。

2 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項の規定にかかわらず、副センター長の任期の末日は、センター長の任期の末日以前でなければならない。

(部門)

第6条 センターの業務を分掌するため、センターにコンテンツ開発部門、基盤システム開発部門及び教育実践・評価部門を置く。

2 コンテンツ開発部門は、コンテンツの開発、技術支援、研修、コンサルテーションに関する業務を行う。

3 基盤システム開発部門は、学習管理システム、協調学習プラットフォーム、学習支援ツール及びデータベースに関する業務を行う。

4 教育実践・評価部門は、eラーニングの品質保証モデル、教育評価・アセスメントモデル及び品質保証、教育評価の支援・サービスに関する業務を行う。

5 センターの各部門に、各部門において実施される研究プロジェクトに従事するとともに、コンテンツの開発等を指導するため、特任教員を置くことができる。

(ワーキンググループ)

第7条 センターに、eラーニングの実践的活動を推進するため、ワーキンググループを置く。

2 ワーキンググループの構成員は、センター長が指名する。

(運営委員会)

第8条 センターに、センターの管理運営に関する事項を審議するとともに、eラーニングを企画実施するため、電気通信大学eラーニングセンター運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第9条 センターに関する事務は、センターにおいて行う。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成17年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月20日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成24年5月22日から施行する。